

保護者様

学校用

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

これらの感染症（裏面参照）の可能性があって欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師等の診断により、他へ感染させるおそれなくなった児童生徒に登校させる際には、以下の「出席停止解除願」を保護者をご記入の上担任へご提出ください。

***病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。**

渋谷区立中幡小学校

渋谷区教育委員会

出席停止解除願

渋谷区立 学校長 殿

_____年_____組 氏名_____

下記の疾患について、____月____日に医師等の診断を受けました。

このため、____月____日から____月____日まで出席停止となっておりましたが、
____月____日から登校可能と診断されましたので出席停止を解除願います。

診断名：_____

受診した医療機関名：_____

電話番号：_____

_____年_____月_____日

保護者名_____印

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1・H7N9、新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで ※「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	<u>その他の感染症の例</u> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、帯状疱疹など	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する

* 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）